

電子タバコ「お試し500円」、4回購入の定期契約だった！

事例

ユーチューブを見て「**000の香りでリラックス！お試し500円**」と広告が気になり、「これを使えばリラックスしながら禁煙できる」と思い気軽に申し込んだ。すぐ商品と明細書が届いたが、定期契約で次回9千円かかると分かった。1本吸ってみたところ、香りが体質的に合わないため、同封の残り3本は開封してない。お試し500円だから申し込んだのに、総額3万円と高額だ、体に合わないので解約したい。何度も問い合わせ窓口に電話をしているが全く繋がらない、どうしたらよいか。
(50代女性)



アドバイス

- 事例のように、スマホの動画やアプリの広告を見て「1回のもりが定期購入だった」などサプリメントや化粧品の相談が多く寄せられています。
- インターネット通販は、広告に契約内容、支払総額、解約・返品について書くこととされています。書いてある内容については、事業者のルールに従わなければなりません。
- 商品を注文する際は、「お試し」「初回〇〇円」などといった価格だけでなく、定期購入が条件になっていないか、継続期間や支払うことになる総額など契約内容をよく確認しましょう。
- 継続期間が定められていない場合でも、解約に当たって「次回発送日の〇日前に連絡が必要」のように申請期間に制限、通常価格を支払う必要があるなど条件が定められているケースがあります。解約・返品の可否をしっかり確認しましょう。
- 電話が繋がらないなど困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

